

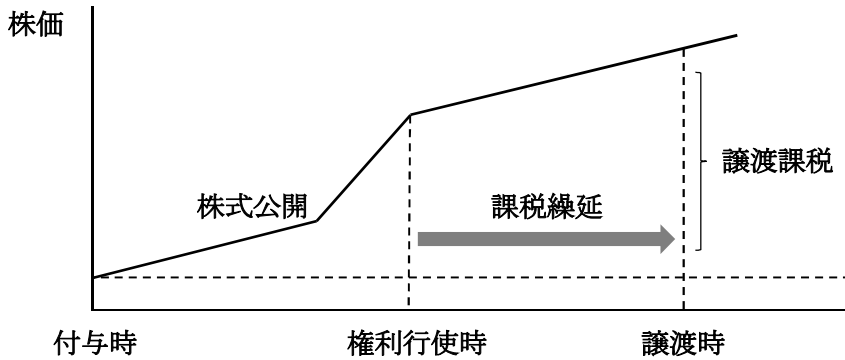
今回のテーマ ストックオプション税制の拡充

平成31年度税制改正においてストックオプション税制が拡充されました。

1. ストックオプション税制とは

ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて、下記要件を満たす場合には、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度です。

<ストックオプション税制活用によるメリット>

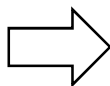


通常ストックオプションは権利行使時に課税⇒税制の適用により、譲渡時まで課税繰延

2. 税制改正による拡充の概要

- ① ベンチャー企業が、兼業・副業等の多様な働き方で活躍する国内外の高度・専門人材を円滑に獲得できるよう、本制度の付与対象者を現行の取締役・従業員から、社外からでも企業に貢献する高度人材（外部協力者）にまで拡大し、ストックオプションを利用した柔軟なインセンティブ付与を実現します。
- ② 事業者は、外部協力者を活用して行う事業計画を作成し、主務大臣が認定します。認定計画に従って事業に従事する外部協力者へのストックオプションの付与に関して、税制優遇措置を適用します。

<現行制度>
 ストックオプションの付与対象者
 ●取締役、執行役及び使用人



<改正概要>
 ストックオプションの付与対象者
 ●取締役、執行役及び使用人
 ●一定の要件を満たす外部協力者
 例) ベンチャー企業の成長に貢献するプログラマー・エンジニア、弁護士等

計画認定 ↑

<中小企業等経営強化法に基づく事業計画認定制度について>
 計画内容：設立10年未満等の要件を満たしたファンドからの出資を受ける企業が、高度な知識及び技能を有する社外の人材を活用し、新事業活動を行い、新たな事業分野の開拓を行うこと。
 主務大臣（基本方針を策定） ← 中小企業等（計画を作成）
 申請 →
 認定、金融・税制支援
